

実践女子大学文芸資料研究所蔵

『明治三十一年中各座番附表』 解題

―「新演劇ノ大合同」を巡る新俳優の動向―

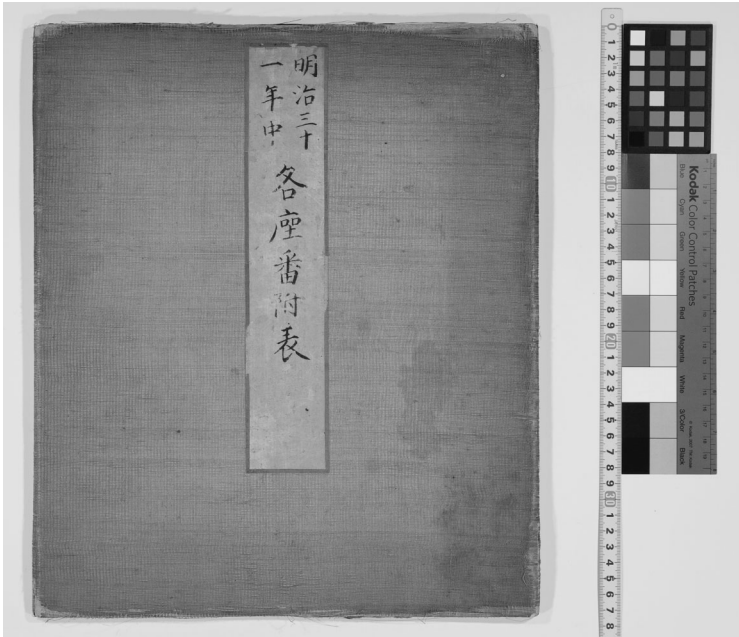
山口 みなみ

一

実践女子大学文芸資料研究所蔵『明治三十一年中各座番附表』（受入番号七三二、寸法縦三七・五×横三二×五糎）。以後『貼込張①』と仮称）は、歌舞伎及び新演劇の番付を計八五枚（表四五枚、裏四〇枚）収めた貼込帳である（図①）。当研究所はこのほかに、『明治三拾三年一月ヨリ十一月迄各座番附』（受入番号七三三、寸法縦三七・五×横三二×三・七糎）を有している。この二冊は同時に入手したもので、資料の内容・貼り方等から鑑みて、同じ人物の作であると考えられる。本稿は『貼込帳①』に関する報告を行うものである。

『貼込帳①』の内容は、明治三十一年の東京興行の番付が大多数を占めており、他地域、他年のものを数点含む。八の大劇場（市村／歌舞伎／川上／新富／東京／春木／明治／大阪歌舞伎）と、五の小劇場（浅草／演技／常盤／真砂／宮戸）の

(図①)



番付が、概ね劇場ごとに月順で整理され、一部は例外的配列となっている。番付の裏面に座付茶屋の印とおぼしきものを認めることができるが、糊で接着されているため、正確な特定には至っていない。所収の番付は、貼り込む際の裁断、折り跡や破れ等によつてきわめて状態が悪い。誰の手でいつ頃蒐集・作成されたものであるのか等、詳細は不明である。無論、番付は刷物であるから、内容を同じくするものが他機関あるいは個人の蔵で複数枚存在しているとみてよい。

残存の条件は様々だが、保持者、蒐集者の好みにも大きく左右される。たとえば興行内容、劇場、役者、地域などはもともと代表的な因子であろう。したがって、それぞれの現存数にはある程度のばらつきがあると推察できる。資料が膨大な数にのぼることに加えて散逸しやすい性質であるために、完全に網羅することは難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、ほぼ一年間の番付を収めており、蒐集者の能う限りの目配りがなされていることがうかがえる。これらの資料から、

当時の劇界の動向を捉えることは十分可能である。紙幅の関係ですべてに言及することはできないが、いくつか取り上げて考察を試みたい。なお所収の番付については、文末に掲げた『明治三十一年中各座番附』所収番付一覽表』を参照されたい。

さて『貼込帳①』には、二枚だけ大阪のものが収められており、これは九代目團十郎が主演した、大阪歌舞伎伎けら落とし興行の番付である。明治三十一年二月十二日が初日の予定であったが（『武勇誉出世景清』ほか）、東海道鉄道内トンネル崩壊のため衣裳の到着が遅れ、十五日に延期となった（『大阪毎日新聞』明治三十一年二月十三日参照）。二の替りは三月十九日からである（『裏表忠臣蔵』ほか）。このときの團十郎の出演料があまりに高額であったため、巷の話題をさらった。後に俳優の増税が議論される際にも、この件は引き合いに出される。

偕来四月より愈々実行さる、増額税金ハ一等俳優一ヶ月金十五円、二等同金十二円（略）八等同金五十錢にて満六十歳以上と雖も収納の事とあり殆んど三倍の増額なれば一同今更の如く驚ろさしも道理なり（略）市川権十郎の如きすら自分も一等俳優なれど今日まで五萬圓という法外の給金を知らねバ夫と一緒にお交際ハ御免蒙る

（『俳優増税とその給金』『東京朝日新聞』明治三十一年二十五日）

この「五萬圓」が、大阪興行時の團十郎の給金であり、同業俳優にとつても驚くべき高給であった。團十郎一人の給金を基準にして増税が決まっては困る、との苦情が旧俳優の間で噴出する。だが、確かに高額ではあるが菊五郎、左団次、権十郎などの「一興行五千元より千二三百圓」を得る大名題の増税は止むを得ないとしても、「相中新相中



の馬の脚にもなれず非常の薄給にて一家を支へ居る者最も多数なれば八等の税金一ヶ月五十銭ハ」実に憐れむべき状況であると記事は伝えている。

また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」の文字が頻出する。これは明治三十年から三十五年頃にかけて子供芝居が流行したためである。「日清戦争以後急に歓迎された新演劇は、このころ中たるみがして、観客はそれに食傷した気味があるから、その他に新奇なものを要求して居る所へ丁度子供芝居が出現したことも、其の流行を促した一原因である」と、伊原敏郎は分析している。

variety種をあげるとすれば大阪俄だろう。『貼込張①』には、俄師鶴屋团十郎の明治座興行（七月三十一日初日）の番付が二枚所収されている（図②）。ほとんど同じ図案なのだが、外題をよく見ると「滑稽観進帳」と「滑稽勘定帳」の二種あることに気がつく。「勘定帳」は誤植であろうか。しかし俄であるが故に、どちらの外題もあり得る。実は当初は「観

進帳」であったが、「勘定帳」へと改められたのである。「勧進帳」は市川家の芸であるから、気安く用いてはならぬと団十郎門下から咎められたのだ。それに対する世間の反応は、大方次の通りである。

○滑稽勧進帳 大変驕奢の堀越ハ南郷の寮に隠れ終始苦情の野暮の沙汰聞いて驚かぬ人もなし市川門弟連ハ大阪俄の滑稽勧進帳をも版權を侵害するものとなし勘定帳と改めさせたりと云ふ手もなくムキになつて洒落を云ふ人を叱るが如し

(中略)

○団洲も門人も 斯る事に青筋を出し心の底の見透さるゝハ大阪俄の新物に出るべき人物にして自から好材料となれり俄師帰阪の時之を土産として千日前に此事を仕組まれなバ好い恥晒しなるべし団洲たる者意あらバ「誰だと思ふエ、つがもねへ」と言ふお家の語を用ゆべき場所を味はひ斯んな時にハ「洒落だと思ふエ、科もねへ」と寛いで居よかし

〔東京朝日新聞〕明治三十一年七月三十日

団洲たるものが俄師の興行ごときに騒ぐなど、と、新聞や批評家は団十郎と門下の者に対して冷ややかであった。「観進帳」と「勘定帳」、この二枚の番付が過去を仄かに照らしているようで興味深い。

このほか、新演劇・新俳優の動きは看過することができない。伊原敏郎が前掲書で指摘するように、日清戦争当時、その目新しさと歌舞伎にはない表現方法で人気を博したが、こうした流行は廃れるのも早い。新俳優自身も痛感するところであったらう。新俳優たちは、焦燥に駆られるように、一座の旗揚げと分裂とを繰返すのである。

(図③)

當明治三十一年八月十三日午前九時開場

目番壹
又意外七幕

目番貳
三恐悦卡

日本新演劇

此の演劇は、大合同ヲ機トシテ當座ニ於テ日本新演劇ノ名稱ノ許ニシテ、
 狂言ノ如キモ粹中ノ粹ヲ抜キタルモノニシテ、総一座大車輪ノ勉強ヲ以テ奉御覽入候間、何卒開場當日
 御來觀アラシメテ伏テ奉願上候。

日本新演劇俳優一同敬白

町 橋 木

座 伎 舞 歌

所目は、いづれの御馬
 所目も、金十銭

現代交響
 全席七十三銭
 空席七十三銭
 全席九十八銭
 空席九十八銭
 一等席七十三銭
 二等席四十八銭
 三等席三十三銭
 四等席十八銭
 五等席十三銭
 六等席八銭
 七等席三銭
 八等席二銭
 九等席一銭
 十等席五分

明治三十一年は「新演劇ノ大合同」と称して歌舞伎座興行を行なうなど、斬新な試みがなされた年であった。この興行は決して成功したとは言えないが、新俳優が合同の機運にあったことを示唆するものである。川上音二郎と、彼の周囲の新俳優がどのように影響しあったのかを考察してみたい。

二

明治三十一年八月十三日初日の歌舞伎座興行「又意外」「三恐悦」の番付(図③)には次のような口上が添えられている。

今回新演劇ノ大合同ヲ機トシテ當座ニ於テ日本新演劇ノ名稱ノ許ニ大々的一座ヲ出演仕候就テハ狂言ノ如キモ粹中ノ粹ヲ抜キタルモノニシテ総一座大車輪ノ勉強ヲ以テ奉御覽入候間何卒開場當日ヨリ陸続御來觀アラシメテ伏テ奉願上候

日本新演劇俳優一同敬白

主な出演俳優は川上音二郎、藤沢浅二、高田実らである。伊井蓉

峰、山口定雄を除く在京新俳優のほとんどが集い、「新演劇ノ大合同」を標榜したが、興行としてはほとんど失敗であつたようである。はじめ福地桜痴の新作を上演する予定であつたが、新演劇には相応しくなかつたため取りやめ、「又意外」、「三恐悦」を演目に決定した。相馬事件を種とした一番目の「又意外」は、明治二十七年の初演時に大好評を博したが、度重なる上演によつて、既に際物としての鮮度を失いつつあつた。また長田秋濤の翻訳を脚本とした二番目の「三恐悦」は、上流社会を描いた喜劇であつたが、立ち回りが少なく、セリフばかりであつたために観客からは不評であつた。結局「三恐悦」は上演取り止めとなり、公演そのものも途中で打ち切りを余儀なくされるという惨憺たる結果であつた。

演目の内容以外にも、失敗の原因はある。たとえば、興行が行われた八月は普通ならば各劇場とも休業中のはずであり、開場そのものが無謀であつたということ。また歌舞伎座は、もともと新演劇の興行には消極的であつたということが理由としてあげられる。いわば歌舞伎座というトポスに、新演劇がどれほど求められていたのかということである。加えて「新演劇ノ大合同」と大々的に銘を打つたことが、観客の失望をより強くしてしまつた。だが、歌舞伎座興行のリスクをまったく度外視していたわけでもない。むしろある程度承知しながら、「日本新演劇俳優一同」は興行に踏み切つたようである。出演俳優の佐藤歳三は八月二十八日の『読売新聞』で次のように述べている。

今回歌舞伎座に合同新演劇を興行するに至りし所以のものハ一ハ資本の比較的少額にして可なりと一ハ旧俳優等の高級を貪るを後来之に依て抑制せんとするの策略と一ハ新俳優の技芸人気等を此危険の裡に試験せんとするにありて殊に大合同と云ふ呼名を以て人氣を吸収せんと欲したるに外ならず（中略）遺憾ながら此際を利用してなりとも如何に新俳優の地位の進みたるか且つ新演劇前途に就き大に世の評定を求めんと意を決して出勤する

事に定めたるなり

(佐藤歳三)「歌舞伎座合同新演劇に就いて」『読売新聞』明治三十一年八月二十八日

番付に記されている歌舞伎座の上等棧敷席の価格を見ると、五代目菊五郎が主演した「捨小舟萬大注連」(一月)は五円三十銭。団菊出演「一谷嫩軍記」(十月)は六円五十銭とある。一方新演劇の「又意外」は三円三十銭で、五、六割程度の価格である。廉価な観劇料は、新演劇興行の売りの一つであるが、つまりそれだけ新旧俳優の間には格差があることを示唆する。もちろん、旧俳優の間にも埋め難い差があることは言うまでもないが、それを甘受する下地が旧俳優にはあつたはずである。ともかく、新俳優たちがこうした現状に忸怩たる思いを抱えていたことは紛れもない事実であろう。もちろん既に川上は歌舞伎座で興行し、好評を博していたが、あくまで従来歌舞伎にないスタイルと目新しさに対する一時的な流行であつて、新演劇の今後を保証するものではない。^(注2)今一度、新演劇の真価を世に問おうという意気込みであつたことを、佐藤の文章から感じとることができる。

そもそも「大合同」興行は、川上と市村座との契約をめぐる諍いに端を発し、両者の仲裁を買って出た歌舞伎座の井上竹次郎の勧めを受けて実現したものである。「新俳優たちの側から出た意図というよりも、おそらくは井上(竹次郎)等興行者側からの企画という色合いのものだったのだらう」と、^(注3)松本伸子は推測している。だが、前掲佐藤の弁からも明らかであるように、歌舞伎座出演は新俳優にとって絶好の機会であつた。

新演劇の独参湯とも云ふべき『又意外』も、僅々四年後の今日になつて見ると、見物の眼が進んで来たせぬか、書卸しの時ほど感興を惹かず、極めて不評であり、散々な不入りであつて、日本新演劇と名乗つた書生芝居の大合同も、終に失敗に終わりました。

川上は先に代議士の候補に立つて惨敗し、大森の六角堂まで失つた上に、こんどは『又意外』で痛手を負ひ、又川上座以来の債務に追はれ、自暴自棄となつて南洋探検と云ふ狂人染みた事を思ひ立つたのでした。

(木村綿花『近世劇壇史—歌舞伎座篇—』昭和十一年十一月中央公論社)

演劇史における「大合同」の評価はおおよそ引用の通りである。ここからも察しられるように、世間にとつてこの興行は川上が拵えた失敗の一つにすぎず、佐藤ら新俳優の考えはほとんど顧みられることはない。

実は、新俳優結束の動きは「大合同」より以前に遡る。「大合同」は川上が急遽新俳優を集めた興行であると見做されがちであるが、興行に踏み切れるだけの素地があつたと考えるのが妥当である。川上はもちろんのこと、その周囲の新俳優の思惑をも含めて論じられるべきであろう。

三

明治三十年頃の新俳優の動向を見てみると、川上音二郎の一座を去つた者らがめいめいに一座を旗揚げしていた。たとえば伊井蓉峰一座、高田実の成美団、佐藤歳三・水野好美の新演劇大同団などがあげられる。新俳優の多くが「なんらかのかたちで川上の影響下にある」^(注4)との渡辺保の指摘にあるように、新俳優は川上と行動を共にするか、あるいは「反川上派」として新演劇を動かしていたのである。歌舞伎座の「大合同」はかつて川上の元を去つた者を巻き込んで行われているが、一体どのような経緯で、新俳優が再び川上の元に集つたのだろうか。これを明らかにするためには、川上と佐藤・水野ら大同団の接触まで遡つて考える必要があるのだが、この接触が思わぬ事件を引き起こ

すこととなるのである。まず事件の概要を述べたい。

市村座出勤中（一番目「大起業」、二番目「金色夜叉」）の川上に対して、次回の興行も引き続き川上一座で頼みたい旨を市村座が打診した。川上もこれを了承して「同座々方より金五百円」の手付金を受け取り「他座へハ出勤せざる旨の契約」を取り交わした。ところが、〈川上座・劇場〉の大同団興行（畜生腹、「可児大尉」）へも出勤するらしいことが市村座関係者の耳に入ってしまう。不安を覚えた市村座は、再三に渡って川上に確認するも、川上は「決してさる事なしとキツパリ」否定する。だが結局「都合により川上座へも出勤する」と前言を覆してしまったのだという。

座方等ハ前の契約を盾にし藤澤川上を種々に責めたれど結局今夜より稽古に這入らねバならぬ故是非とも出勤の事にすべし且つ前の契約ハたゞ時間の差し合ふ限り他座へ出勤せずとの意なれば市村座の方へ出勤するに不都合だになくバ差つかへなからんと固く執りて動かぬ所より最早此上ハ詮方なしと手附金五百円返却の事を申込みたるに此金ハ既に川上座の方の準備に費消し居たりとか

（「川上音次郎擲らる」『読売新聞』明治三十一年四月十四日）

契約違反に憤慨した市村座座方が、川上を殴ったということであった。「川上音次郎半殺しに逢ふ」（『中央新聞』同年月日）、「川上音次郎殺されんとす」（『毎日新聞』同年月日）などという見出しで、新聞各紙は一斉に報じた。

十六日の新聞に、今度は川上の言い分が掲載される。①半死半生はデマである。②川上が手付金五百円を受取ったという事実はない。③他座へ出勤しないことが契約の条件であると報道されているが、日時が衝突しないようにという程度であつた。^(注)以上三つが川上の主張である。

結論を言えば、川上は契約を違えたわけではなかった。実は、大阪興行から帰京する団十郎門下の興行を目論んだ市村座が、川上の興行を阻止しようと「他座へハ出勤せざる旨の契約」を持出したのであった。歌舞伎座で行われる団十郎帰京興行に被せて手堅く儲けたい、というのが市村座の本音であったのだろう。二日前までは自業自得である川上を非難していたが、各紙論調を改めている。その後四月二十八日に歌舞伎座の井上^{（注6）}が仲裁に入り、市村座は川上に謝罪広告を出した。以上が事件の全貌である。

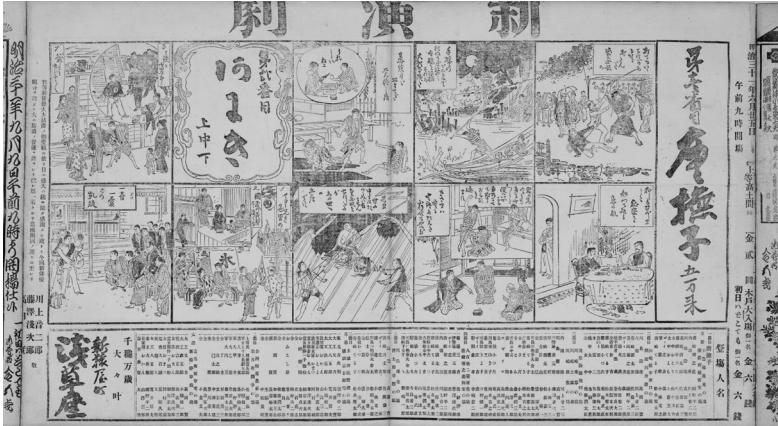
打撃事件の背景へと追いやられてしまった川上の大同団参加ではあるが、この接触は決して軽視できない。さらに言えば、正式に参加するまでの間には何らかの交渉があったと考えるのが自然である。あらためて点検したところ、三月に客員として大同団へ招かれていたことがわかった。以下明治三十一年三月七日『読売新聞』の引用である。

（浅草座は）来る十三日頃開場の筈にて出勤俳優ハ新満劇大同団一座に川上音次郎が客員として加はり其他川上座員たりし柴田小西寺島小林の四名とも加へ狂言ハ壮士の犯罪中幕朝日將軍と据り明八日柳橋の生稲楼にて本読み
旁々顔寄せを催す筈なりと

三月十三日初日（暫定）の浅草座興行について、田村成義著『続続歌舞伎年代記』にその記載はない。また、番付等の興行資料を落手してはいないが、十三日頃浅草座で大同団が興行したとして考えたい。仮に、何らかの事情で興行されなかったとしても、川上と大同団とは記事が出た三月七日以前に接触していたはずである。

一度は川上と距離をとりながら、再び接点を持つとする背景には、川上に頼ることが必要であったからである。また、大同団の申し出を受けた川上にも、ある程度の利があったのだと推測される。

(図④)



時を同じくして、川上の元を出奔していた高田、小織桂一郎らが川上一座に復した。その理由は成美団の分裂によるものとも、川上の求めに^(注7)応じたためであるともされるが、いずれにせよ「大合同」興行の主要俳優はこうして集うこととなるのである。

五月に「川上一座の名義を廢」するまで、川上は自らが座長を務める川上一座と大同団とを掛け持ちしたのであった。

四

「大合同」のおよそ二か月前、明治三十一年六月二十五日初日の浅草座興行（一番目「唐撫子」二番目「あにき」）の番付(図④)は、新俳優の動向を如実に反映するものである。

まず俳優の名を見ると、川上一座系俳優と、大同団系俳優がこの興行に出演していることがわかる。これまで、川上が代わる代わる二座へ出勤してはいたが、二座の合同興行という形ではなかった。さらに、川上一座興行の番付には「川上演劇」と明記されていたが、六月二十五日浅草座の番付には見られない。^(注8)この浅草座の興行は川上一座と大同団一座の合併興行といえるのだが、その口上を見ると、二座の合併のみを射程

にしたのではないことが明らかである。ここに口上を引用しておく。

今回新俳優組合ヲ設立シテ二斯道ノ發達ヲ計ラント欲シ第一着トシテ当座開演ノ運ヒニ至レリ（以下欠損）

残念なことに、一部を損じているため、全文を確認することはできないが、「新俳優組合ヲ設立シ」という文言から、彼らが新たな局面をむかえようとしていたことがわかる。

新俳優組合というと、明治四十一年に東京府庁より設立を許可された東京新派俳優組合を想起させられるが、明治三十一年の段階で「旧俳優組合を脱して別に新組合を組織」^(注9)しようという動きがあったのである。旧俳優組合はつまり東京俳優組合のことで、俳優の等級、鑑札、納税を管理する組織である。新旧俳優を束ねる頭取、副頭取は一、二等の俳優の中から選出する規定であったが、この頃、新俳優の増加によって、その取りまとめが困難であるという不満が旧俳優から出ていた。「頭取の被選権を四等俳優迄と改ため副頭取は新俳優中より選出し^(注10)くれよ」という旧俳優側からの要望と、「同盟の必要を感じ」ていた新俳優の目論見とが相俟って、組合設立へと急速に勢いづいた気配がある。明治三十一年に新旧の俳優が別組織に分れた事実はないものの、新俳優組合設立を掲げた新俳優の結束自体は、川上の大同団参加あたりから現実味を帯びたはずである。五月十八日の『読売新聞』に、新俳優組合設立について川上の弁が掲載されている。

（川上音二郎は）今回新俳優組合を設けんとするの旨意に基き従来新俳優が個々分離して小団体をなせるハ不得策なるを以て各自随意の劇場に出勤するやうなさんとて一昨々日横浜蔦座に於て自己一座の千秋楽を告ぐると共に

座員に向つて右の趣意を語り今後川上座一座の名義を廢したる由

（『読売新聞』明治三十一年五月十八日）

ちなみにこの横浜鳶座興行の初日は五月四日、演目は一番目「胆才子」二番目「金色夜叉」であつた。「各自随意の劇場に出勤するようなさん」という文言には市村座と川上との間に生じた諍いを思い起こさせるが、劇場と新俳優の関係のみならず、一座と新俳優の關係をも変えようとするものであることがこの記事から読みとれる。新俳優組合の規則案の一部が、『続続歌舞伎年代記』に記されている。

是迄の如く甲劇場より手附金若しくは給金を取りながら乙の劇場へ出勤し下廻り等の勝手次第に飛あるく悪風を矯め（略）名題以上には掛持をゆるし^{（注1）}

甲劇場から乙劇場へ飛び渡ることは悪風だとしながらも、名題以上ならば掛け持ちをしてもいい、という。おそらく他の新俳優にとつて興行の掛け持ちは好ましくからぬものであつた。だが、新俳優の総領である川上の意向を受け「名題以上は」という特例を設けたのであろう。こう考える理由としては、明治三十一年の当時、新俳優中で名題以上であつたのは川上くらいであり、規則に川上の意図が反映されていると捉える方がより自然だからである。当時の川上が劇場経営に行詰り、莫大な負債を抱えていたことを考えれば、興行の掛け持ちも止むを得まい。さらに四等以上の者に被選権を与えるということからも推し量られるが、川上以外に新俳優を代表できる者はいない。いち早く佐藤ら大同団が川上に接近したことを鑑みれば、おそらく新俳優組合の構想は佐藤らが持っていたのであろう。川上は川上で、新俳優の代表者となることに吝かではない。川上とその他新俳優はこのようにして新俳優組合設立を掲げる

のである。

ここで、これまでの時系列をまとめてみる。

三月二三日頃、川上、大同団の浅草座興行（「壮士の犯罪」「朝日將軍」）に客員として招かれる

「大起業」、「金色夜叉」開場の報

一八日、川上、第五回衆議院選挙落選の報

二五日、川上一座の市村座興行（「大起業」「金色夜叉」）。川上、貫一役で出演

四月二二日、「大起業」、「金色夜叉」の興行中、市村座とトラブル

一八日頃、川上、大同団の（川上座）興行（「畜生腹」「可児大尉」）に参加

二一日、新俳優組合設立を決議の報

二八日、歌舞伎座の井上がトラブルの仲裁に入り、歌舞伎座での興行を勧める

五月一五日、横浜鳶座で新俳優組合設立の件、川上一座の名義を廃する旨を公表（五月四日初日「胆才子」「金色夜叉」）

六月二五日、浅草座で「唐撫子」、「あにき」の興行

七月三一日、川上、第六回衆議院選挙断念の報

八月一三日、歌舞伎座で「又意外」、「三恐悦」の興行

ごく簡単なまとめにとどめたが、短期間にこれだけの動きがあったことに改めて気がつく。川上が川上一座と大同団とを掛け持ちしたのは、彼の経済的事情によるところが大きいだらう。かたや他の新俳優は川上を代表者に担い

で、新演劇・新俳優の地位向上を目指そうとした。両者は利害の点で一致しているように思われるが、そのスタンスはまったくといっていいほど異なる。「大合同」興行の失敗の理由は一概には言えないが、彼らの意思の違いが決定的な歪みとなったことも否定できない。

興行直後、川上は東京を去り、翌三十二年に渡米してしまう。東京での興行は三十四年まで俟たねばならない。皮肉なことに、「大合同」興行に参加しなかった伊井が直後に歌舞伎座を借り受け、「待則甘露」で人気を博すのであった。

新俳優が事を成そうとするとき、川上の存在は確かに不可欠である。しかし新俳優が川上から一方的に影響を受けているのではなく、川上自身もまた他の新俳優の動きを察知し、自身の思惑と合致させながら新演劇の流れを形成していったのである。「大合同」はとかく川上の失敗の一部として語られがちではあるが、別の角度から捉え直される必要がある。

注(1) 伊原敏郎『明治演劇史』（昭和八年十一月二十八日早稲田大学出版部）

(2) 日清戦争を題材とした「威海衛陥落」が歌舞伎座で好評を博す（明治二十八年五月十七日初演）

(3) 松本伸子『明治演劇論史』（昭和五十五年十一月七日演劇出版社）

(4) 渡辺保『明治演劇史』（二〇一二年十一月二十日講談社）

(5) 「川上音二郎の手紙」（報知新聞）明治三十一年四月十六日掲載 参照。なお可能な限り新聞記事にあたったが、調査困難なものにかんしては白川宣力『川上音二郎・貞奴―新聞にみる人物像―』を使用した

(6) 「歌舞伎座大合同新演劇と新脚本」（読売新聞）明治三十一年七月二日に「川上殴打事件落着の結果同（四）月

廿八日該事件の仲裁に立ちし歌舞伎座の井上竹次郎（以下略）」とある

(7) 山口玲子『女優貞奴』（一九八二年十月十五日二刷新潮社）には「二度の選挙運動中、音二郎は川上座が手薄になるので、大阪へ去った高田実を呼び戻した」とある。

(8) 『貼込帳①』で「川上演劇」の文字を確認できるのは、明治三十年十月二十七日（川上座）興行の番付のみ（二番目「義侠之犯罪」中幕「梅田源次郎」）。最後に確認できるのは五月十八日蔦座興行の番付だが、本研究所は蔵していない。早稲田大学演劇博物館のホームページ上で当該資料の閲覧が可能である（平成二十七年三月現在）

(9) 『萬朝報』（明治三十一年四月二十四日）、前掲『川上音二郎・貞奴―新聞にみる人物像―』により確認

(10) 田村成義『続続歌舞伎年代記』復刻版（昭和五十一年十一月一日鳳出版）明治三十一年四月二十日の項に続き、新俳優組合設立に関する記述がある

(11) 前掲『続続歌舞伎年代記』におなじ

『明治三十一年中各座番付』所収番付一覽表

劇場		上演年月日	外題
浅草	三・一・一	「伊達競阿国劇場」	「小野道風青柳硯」
	三・一・一	「初霞曳愛顧」	
	〃・四・八	「曾我綉俠御所染」	「須磨浦源平躑躅」
	〃・五・一八	「吉事統実入大蔵」	「春色二人道成寺」
	〃・五・一九	「弓張月源家鎗矢」	「ひらがな盛衰記」
	〃・六・二五	「三題嘶高座新作」	
	〃・六・二五	「唐撫子」	「あにき」
	〃・九・九	「復讐殿下茶屋聚」	「鎌倉三代記」
	〃・一〇・二九	「廓文章」	「蛇箆測嫉妬仇波」
	〃・一〇・二九	「伽羅先代萩」	「浮世又平名画功」
市村	〃・一・二七	「竜都の浪枕」	「神楽の釣針」
	〃・一・二七	「海賊房次郎」	「大黒天」
	二五・一・一〇	「賤岳真書太閤記」	「松名高紅葉京橋」
	二五・一・一〇	「夢結縁深川」	
	三一・二・一〇	「松操美人廻生埋」	
	〃・五・一六	「種瓢真書太閤記」	「忠臣銘々伝」
	〃・五・一六	「女夫浪江島新話」	「妻迎賤調布」
	〃・九・一〇	「金城名物男」	「皿屋敷化粧姿祝」
	三一・七・九	「一谷嫩軍記」	「時逢坂増井達引」
	三一・七・九	「伊勢音頭恋寝刃」	「※「寿靱猿」
演技	〃・八・一九	「釜淵二巴級」	「隅田川続傳」
	〃・八・一九	「両面水映月」	
	〃・九・一六	「筆始以呂波曾我」	「膝栗毛開化初旅」
	〃・九・一六	「※「松竹梅雪曙」	
	〃・一〇・九	「義経千本桜」	「祇園守惠恩景清」
	〃・一〇・九	「恋飛脚大和往来」	「※「足柄山の風車」
	〃・一〇・九	「太神楽の籠鞠」	
	〃・一〇・九		
	〃・一〇・九		
	〃・一〇・九		

		〃・一一・一〇	「繪本太閤記」「群清滝鼻肩勢力」
	年月日不明		【芽出柳睦賑】「曾我」「寿叡猿」「皿屋敷」「釣狐」「魁源平躑躅」「道行初音旅」「欲聞違」「若木花容彩」※「市原野月梯」「戻駕色相肩」
大阪	三二・二・一〇		「武勇譽出世景清」「信州川中島」「河内山宗俊」「戻り橋」「春興鏡獅子」「滑稽二人袴」
歌舞伎	〃・三・一九		「裏表忠臣蔵」「極付播隨長兵衛」
	三一・一・一二		「捨小舟万大注連」「新曲囃告竹」※「羽衣」
	〃・三・五		「裏表春着伊達織」「染模様梅田田舎」「桃桜雛壇幕」
	〃・五・七		「鏡山故郷錦」「江戸育御祭佐七」「道行旅路の花婿」「仲光」
歌舞伎	〃・六・二四		「音聞天竺徳兵衛」「水天宮利生深川」「風狂川添柳」「昔噺舌切雀」
	〃・八・一三		「又意外」「三恐悦」
	〃・九・一六		「待則甘露」「性善」「夏小袖」
	〃・一〇・二二		「一谷嫩軍記」「油坊主闇夜墨衣」「比翼塚尾花寺西」「箆鳥諷小唄」
川上	三〇・一〇・二七		「義侠之犯罪」「梅田源次郎」
	三一・一・一		【青年俳優睦大会】「本町二十四孝」「傾城返魂香」「水滸伝雪挑」「蝶衛曾我譚」「積恋雪関扉」
新富	〃・二・一〇		【青年俳優睦大会】「伽羅先代萩」「鎌倉三代記」「慶安太平記」「拙腕左小刀」
	〃・三・一七		【青年俳優睦大会】「菅原伝授手習鑑」「増補姥山廓噺」「彦山権現誓助剣」「隅田川妓女客性」

真砂	〃・八・三一?	昼「敵討亀山譚」夜「宮本武勇伝」「毛谷村」「明烏夢泡雪」
	〃・七・二	「勸善懲惡孝子誉」「一谷嫩軍記」「女団七三筋達引」
	〃・五・三一	「今文覚助命刺繡」「戻駕」「古市十人伐」
真砂	〃・五・二	「時鳥俠御所染」「花吹風清水清玄」「江戸花恋緋鹿子」
	〃・三・三一	「仮名手本忠臣蔵」「旅路の花婿」「壇浦兜軍記」「東錦絵」
	〃・二・二八?	「真景累ヶ淵」「奴風廓春風」「小女郎蜘蛛」
	〃・一・三一	「しらぬい譚」「傾城忠度」「大和橋」「縁編笠」「藪鷺畦別路」
	〃・一・一?	「実録平井権八伝」「平家女護島」「高野山」「花春霞猿曳」
	〃・一二・二八	「宇都宮実記」「一谷嫩軍記」
	〃・一・一二	「小笠原実記」
常盤	三一・一・一	「千代万世常盤礎」「弁天娘女男白波」「六歌仙容形面影」
東京	〃・七・一三	「富山城雪解清水」「百物語沢辺螢火」「千金東都賑」
	三一・五・二七?	「本朝廿四孝」「新板歌祭文」「桜奴道成寺」
	〃・一二・一四	「伽羅先代萩」「一谷嫩軍記」「新作三題嘯」「鬼」一法眼三略卷」
	〃・六・六?	【子供役者睦大会】「一谷嫩軍記」「猿廻門途諷」「播州皿屋敷」「曙色薨日記」「曾我十番切」
春木	三一・五・二七	【子供役者睦大会】「加賀見山写姿画」「妹背山婦女庭訓」「双蝶々曲輪日記」「吉野山雪廻故事」

宮戸		明治	
ク・九・一一	「大工娘」「小堀茂三郎」「源平布引滝」「橋弁慶」※「八丈島沖の荒海」	ク・七・三一	「笑門福徳来」昼「長者がしま」「布引滝」「宗教のあらそい」「滑稽二人袴」「神靈矢口渡」夜「田舎芝居鎌倉山」「怪談牡丹灯笼」「道楽稽古屋」「滑稽勧進帳」(↓滑稽勘定帳)「兜軍記」
ク・七・一三	※「大杯觴酒戦強者」 「しきしま譚」「大杯觴酒戦強者」「箱根靈験躰仇討」「似非幡隨長兵衛」「奴道成寺」	ク・一〇・二二	「日本晴伊賀簪」※「三人片輪」
ク・六・九	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」	ク・一一・八	「川中島眺望山本」「菅原伝授手習鑑」「政談恋畦倉」「風戦鷹羽薄」
ク・四・二八	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「明烏夢泡雪」	三二・一・一一	「奴の小方」「菅原伝授手習鑑」「恋女房染分手綱」「双蝶々曲輪日記」
ク・三・二	「樽太鼓成田仇討」「魁源平躑躅」「天の網島」「風狂菜葉蝶」	ク・三・二	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「天の網島」「風狂菜葉蝶」
ク・六・九	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」	ク・四・二八	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「明烏夢泡雪」
ク・七・一三	※「大杯觴酒戦強者」 「しきしま譚」「大杯觴酒戦強者」「箱根靈験躰仇討」「似非幡隨長兵衛」「奴道成寺」	ク・六・九	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」
ク・九・一一	「大工娘」「小堀茂三郎」「源平布引滝」「橋弁慶」※「八丈島沖の荒海」	ク・七・一三	「笑門福徳来」昼「長者がしま」「布引滝」「宗教のあらそい」「滑稽二人袴」「神靈矢口渡」夜「田舎芝居鎌倉山」「怪談牡丹灯笼」「道楽稽古屋」「滑稽勧進帳」(↓滑稽勘定帳)「兜軍記」
		ク・一〇・二二	「日本晴伊賀簪」※「三人片輪」
		ク・一一・八	「川中島眺望山本」「菅原伝授手習鑑」「政談恋畦倉」「風戦鷹羽薄」
		三二・一・一一	「奴の小方」「菅原伝授手習鑑」「恋女房染分手綱」「双蝶々曲輪日記」
		ク・三・二	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「天の網島」「風狂菜葉蝶」
		ク・四・二八	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「明烏夢泡雪」
		ク・六・九	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」
		ク・七・一三	※「大杯觴酒戦強者」 「しきしま譚」「大杯觴酒戦強者」「箱根靈験躰仇討」「似非幡隨長兵衛」「奴道成寺」
		ク・九・一一	「大工娘」「小堀茂三郎」「源平布引滝」「橋弁慶」※「八丈島沖の荒海」
		ク・一〇・三一	「高名月更科」「小磯ヶ原」「小町奴」
		三二・一・一三	「箱根細工車指物」「延喜与三宝蘭玉」「結柳解濡衣」※「樊噲門破」
		ク・二・二七	「歌合桔梗瓢」「赤格子血汐船越」※「碁太平記白石断」
		ク・四・一	「花矢倉吉野忠信」「船打込橋間白浪」※「三十年祭上野賑」
		ク・六・四	「児雷也豪傑物語」「名高秋田義民傳」「風狂薫乱菊」※「荏柄の平太」
		ク・七・三一	「笑門福徳来」昼「長者がしま」「布引滝」「宗教のあらそい」「滑稽二人袴」「神靈矢口渡」夜「田舎芝居鎌倉山」「怪談牡丹灯笼」「道楽稽古屋」「滑稽勧進帳」(↓滑稽勘定帳)「兜軍記」
		ク・一〇・二二	「日本晴伊賀簪」※「三人片輪」
		ク・一一・八	「川中島眺望山本」「菅原伝授手習鑑」「政談恋畦倉」「風戦鷹羽薄」
		三二・一・一一	「奴の小方」「菅原伝授手習鑑」「恋女房染分手綱」「双蝶々曲輪日記」
		ク・三・二	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「天の網島」「風狂菜葉蝶」
		ク・四・二八	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「明烏夢泡雪」
		ク・六・九	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」
		ク・七・一三	※「大杯觴酒戦強者」 「しきしま譚」「大杯觴酒戦強者」「箱根靈験躰仇討」「似非幡隨長兵衛」「奴道成寺」
		ク・九・一一	「大工娘」「小堀茂三郎」「源平布引滝」「橋弁慶」※「八丈島沖の荒海」

	ク・一〇・四	「桶狭間軍記」「毛剃九右衛門」「六歌仙姿彩」※「三千両黄金倉入」
	ク・一一・一	「伊達全盛花街鑑」「音鈴川大岡政談」※「雪月花」

注 一部欠損により上演年月日の不明なものがあったが、可能な限り特定に努めた。その際日付けの下に「？」を付した。また※印以後の外題は二枚目の番付に掲載されたものである。